

さわらび学園倫理綱領

倫理綱領の基本方針

私たちは、入所児童の人権を保障し、権利の主体として尊重します。

私たちは、入所児童を生活の主人公とし、自由に意見を表明する機会を保障します。

私たちは、入所児童を好ましい環境の中で育て、最善の利益を確保します。

- 第1 私たちは、入所児童一人ひとりがかげがえのない存在として大切にし、性別、国籍、年齢、生活歴、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、経済状況その他いかなる理由によっても差別いたしません。
- 第2 私たちは、入所児童一人ひとりの個性や主体性を尊重しつつ、児童自身が健康な心身を育み、自分を大切にするとともに他者を尊重して共に生きていくことのできる力、非行等行動上の問題を解決・改善する力を身につけられるよう努めます。
- 第3 私たちは、常に入所児童への励ましや賞賛を忘れず、積極的に相談に応じ、一人ひとりが安心して意欲を持った生活ができる快適な施設環境を児童と作り上げていきます。
- 第4 私たちは、入所児童一人ひとりの人権・人格を尊重し、いかなる場合でも懲戒権限の濫用、セクシャルハラスメント、虐待を行いません。
- 第5 私たちは、施設運営の透明性を確保するとともに、施設運営及び入所児童一人ひとりへの援助について説明責任を果たします。
- 第6 私たちは、入所児童及びその関係者と私的な関係になること、自己の利益のために利用することをいたしません。

附 則

この綱領は平成21年4月1日より施行する。

附 則

この綱領は平成27年4月1日より施行する。

附 則

この綱領は平成29年1月1日より施行する。